

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年6月3日 提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例及び霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第277号)の一部を次のように改正する。

別表川原住宅の項を削り、同表中

「

牧場住宅	霧島市牧園町高千穂3869番地4	簡易耐火構造 平家建	6	昭和30
	霧島市牧園町高千穂3869番地4	簡易耐火構造 平家建	6	昭和32
	霧島市牧園町高千穂3869番地20	簡易耐火構造 平家建	4	昭和37
	霧島市牧園町高千穂3869番地20、3311番地12	簡易耐火構造 平家建	10	昭和40
	霧島市牧園町高千穂3311番地12	簡易耐火構造 平家建	6	昭和42

」

を

「

牧場住宅	霧島市牧園町高千穂3869番地4	簡易耐火構造 平家建	6	昭和32
	霧島市牧園町高千穂3869番地20	簡易耐火構造 平家建	4	昭和37
	霧島市牧園町高千穂3869番地20、3311番地12	簡易耐火構造 平家建	10	昭和40
	霧島市牧園町高千穂3311番地12	簡易耐火構造 平家建	6	昭和42

」

に改める。

(霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について)

第2条 霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第278号)の一部を次のように改正する。

別表第1 陵北団地38号・39号の項から松脇団地56号の項まで、中津川住宅の項並びに第2小廻住宅330号の項及び第2小廻住宅331号の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

老朽化した市営住宅及び市営単独住宅の取り壊しを行うため、本条例の所要の改正を行うおうとするものである。